

自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例について

1. 制定の趣旨

- 本県の交通事故死傷者数は、過去5年間で約33%減少しているものの、自転車に係る交通事故の割合は増加傾向にあり、自転車利用者が事故の加害者となる高額賠償事例も発生している。



- 県、県民、自転車利用者、事業者等が社会全体で自転車の安全で適正な利用を促進するための、新たな条例を制定する。

2. 条例の概要

(1) 主な内容

- 「交通事故の防止」のため、県、県民、自転車利用者、事業者等の責務を明記するとともに、自転車の安全で適正な利用に関する教育を推進する。
- 「交通事故の被害軽減」のため、自転車利用者等の乗車用ヘルメットの着用を努力義務とする。
- 「交通事故による被害者保護」のため、自転車損害賠償責任保険等の加入を義務とする。

(2) 体系

<目的(第1条)>

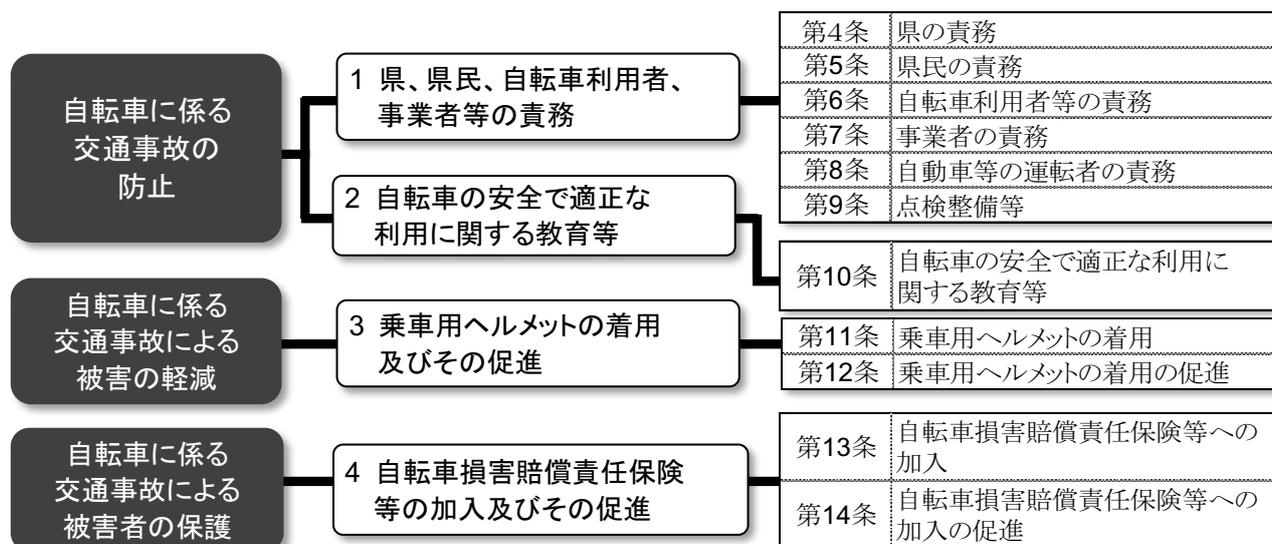
自転車の安全で適正な利用の促進により、

- ・ 自転車に係る交通事故の防止を図ること。
- ・ 自転車に係る交通事故による被害の軽減及び被害者の保護に資すること。

定義
(第2条)

<基本理念(第3条)>

自転車の安全で適正な利用の促進は、自転車が身近な交通手段で有用であるとともに、車両として法令遵守が図られ、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に安心して通行できるようにすることが重要であるとの認識の下、社会全体で取り組むこと。



(3) 「公布日」及び「施行日」等

- 公布日:2021年3月下旬
- 施行日:2021年4月1日、ただし、乗車用ヘルメットの着用及び自転車損害賠償責任保険等の加入については、10月1日